



淡路市産後ケア事業のご案内



淡路市では、出産されたお母さんと赤ちゃんの新生活を応援するため「産後ケア事業」を助産院 MOM と連携して実施しています。産後のお母さんの健康管理と生活に対するアドバイス、授乳・沐浴指導、育児相談等が受けられます。

< 利用できる方 >

淡路市に住所がある産後 1 年までのお母さんと赤ちゃんで、下記のいずれかに当てはまり、淡路市の保健師と面接させていただいた結果、事業の利用が必要と認められる方

- ①産後、ご家族等から家事や育児等の十分な援助が得られない
- ②産後の体調がすぐれない、育児に対しての不安や疲れを感じている

※ 医療行為が必要な方は利用できません。利用中に体調不良となった場合は、受診をおすすめします。

< ケアの内容 >

お母さんと赤ちゃんの体調に合わせ、助産師等のスタッフから次のサービスが受けられます

- ・お母さんの心身の健康管理と産後の生活に関するアドバイス
- ・授乳のためのケア(乳房マッサージを含む)
- ・赤ちゃんの発育や発達、栄養方法の確認
- ・沐浴や授乳等育児に関する相談、指導
- ・お母さんの休息の援助 など

< 利用の内容・場所・料金・回数等 >

事業区分	実施機関	自己負担金(1日あたり)	利用日数	備考(利用時間等)
宿泊型	助産院 MOM (住所:洲本市)	3,000円(食事代込み) (1泊2日の場合6,000円) ※多胎児の場合加算1,500円/人	合計7日 まで	基本1泊2日以上 (1泊2日:10:00 ~翌日10:00)
デイサービス (通所)型	物部1丁目 17-13)	1,800円(昼食代込み) ※多胎児の場合加算900円/人	合計7日 まで	基本10:00~17:00 のあいだ
アウトリーチ (訪問)型	0799-20-6226	1,200円 ※多胎児の場合加算600円/人	合計7日 まで	基本1日あたり 2~3時間程度

※ 生活保護世帯の場合：自己負担金はありません。

< 注意点 >

- 利用には申請が必要です。事前に健康増進課へお問い合わせください。
原則、利用希望の3日前(土日祝を除く)までに申し込みをしてください。
- 利用日及び時間等は、その都度実施機関と調整します。状況により、ご希望に添えないこともあります。
- 事業実施に当たり人員や物品の準備等あるため、予定していた日程を変更または中止する場合は、前日の17:00までには健康増進課へ連絡をお願いします。それまでに連絡がなく、自己都合により変更又は中止した場合、自己負担額をお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。

☆ お申し込み・問い合わせ先 ☆


淡路市役所 健康増進課 (市役所1号館12番窓口)

住所:淡路市生穂新島8番地 電話:0799-64-2541



淡路市産後ケア事業を利用される方へ

事業の利用に当たり、下記の内容について再度ご確認ください。

利用予定のサービス <small>あてはまるもの(事業区分)に○をつけてください</small>						
	宿泊型	デイサービス(通所)型	アウトリーチ(訪問)型			
初回 利用の日 時	年 月 日() : ~	年 月 日() : ~	年 月 日() : ~			
場所	助産院 MOM (住所: 洲本市物部 1 丁目 17-13)		ご自宅に訪問します			
持ち物	母子健康手帳	母子健康手帳	母子健康手帳			
	保険証(お母さんのもの)	保険証(お母さんのもの)	バスタオル(1枚程度)			
	保険証(赤ちゃんのもの) ※ 未発行の場合はなし	保険証(赤ちゃんのもの) ※ 未発行の場合はなし	赤ちゃんのおむつ			
			おしりふき			
忘れ物がない ようにチェック しましょう!	自己負担金 (1日につき 3,000 円) ※1泊2日は 6,000 円	自己負担金(1,800 円)	自己負担金(1,200 円)			
	☆赤ちゃんの着がえ	必要な方のみ	<table border="1"> <tr><td>ミルク</td></tr> <tr><td>哺乳瓶</td></tr> <tr><td>離乳食</td></tr> </table>	ミルク	哺乳瓶	離乳食
	ミルク					
	哺乳瓶					
離乳食						
お母さんの着がえ						
洗面用具 (歯ブラシ・化粧水・乳液 など)						
☆赤ちゃんの肌着は60cm まで用意できます。 それ以上のサイズはご持参く ださい。	沐浴の練習がある方	☆赤ちゃんの着替え				
	※ 別途、実施機関で用意する物については内容により実費負担となります。					

お願い

- 自己負担金は、利用終了後、助産院 MOMに直接お支払いください。
- 事業実施に当たり人員や物品の準備等あるため、予定していた日程を変更または中止する場合は、前日の17:00までには下記の窓口に連絡をお願いします。それまでに連絡がなく、自己都合により変更又は中止した場合、自己負担額をお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。

☆ 連絡先 ☆

淡路市役所 健康増進課 (市役所1号館12番窓口)

住所 : 淡路市生穂新島8番地 電話 : 0799-64-2541

